

第 519 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出欠状況：

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、竹川委員、廣瀬委員、坪川委員（欠）
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員、杉田委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員、山埜委員、中山委員（欠）
事務局 石川労働局長、工藤労働基準部長、木村賃金室長、西村室長補佐、
富田賃金係員

4 議 題：

- （1）「福井地方最低賃金審議会運営規程」について
- （2）第 514 回審議会答申（付帯事項）に係る報告
- （3）最低賃金の審議日程について
- （4）特定最低賃金の必要性審議の在り方について
- （5）その他

5 議事内容

○西村室長補佐

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

賃金室長補佐の西村と申します。よろしくお願いします。

本日は、第 56 期福井地方最低賃金審議会委員による最初の審議会でございますので、会長が選出されるまで私の方で司会進行を務めさせていただきます。

最初に、本日御出席いただいている委員の方の中には、初めて任命された方もおられますので、私から委員の御紹介をさせていただきたいと思えます。

お手元にある委員名簿を読み上げまして御紹介とさせていただきます。

〈委員名簿を読上げ紹介〉

○西村室長補佐

事務局については、事務局名簿を御覧ください。

〈事務局名簿を読上げ紹介〉

○西村室長補佐

それでは、最初に石川労働局長から御挨拶申し上げます。

局長、お願いします。

○石川労働局長

福井労働局長の石川でございます。

各委員の皆様方には、日頃から労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、令和7年度最初の地方最低賃金審議会となります。

最低賃金につきましては、政府方針として、「適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」とされています。

委員の皆様には、これまで同様、県内の実情を踏まえた丁寧な御議論をお願い申し上げますとともに、本年度一年間、円滑な審議・運営に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、委員の皆様を新たに任命させていただいた関係で、この後、会長及び会長代理の選任、運営規程の確認等を行っていただきます。

次に、昨年度、地域別最低賃金の答申の際に頂戴した付帯事項につきまして、当局の取組状況を説明させていただきます。

また、本日は、福井県産業労働部労働政策課の上藤（うわふじ）課長にもお越し頂いております。県の取組状況について、直接、御説明を頂くこととしておりますので、御承知おきください。

そして、これまでに確定している統計資料なども、説明させていただきますので、夏場の金額審議に向け、最低賃金・賃金引上げに向けた環境整備の状況や、県内情勢を把握していただきたく存じます。

あわせて、特定最低賃金の必要性審議の在り方につきましても、御議論賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、なにとぞよろしくお願いいたします。

○西村室長補佐

続きまして、会長及び会長代理の選出に移りたいと思います。

選出につきましては、賃金室長から説明します。

○木村賃金室長

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項において、「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されており、従来から公益委員の皆様の協議により候補者を決めていただいて、その候補者の方について皆様にお諮りする方法を採っておりますが、今回もこれらの方法でよろしいでしょうか。

〈異議がないことを確認〉

○木村賃金室長

ありがとうございます。それでは、本選挙に当たり公益代表委員の皆様に御協議を頂いておりますので、協議結果を報告します。

会長には井花委員、会長代理には廣瀬委員との結果となりました。

これらの結果につきまして、委員の皆様方の御推薦により決定いただいたというこ

とでよろしいでしょうか。

〈異議がないことを確認〉

○木村賃金室長

ありがとうございます。

以降の審議会につきましては、会長に井花委員、会長代理に廣瀬委員に御就任いただき、会議の運営をお願いしたいと思います。

○西村室長補佐

それでは、井花会長、御挨拶をお願いします。

○井花会長

本審議会の会長に就任させていただきました。石川労働局長のお話にもありましたとおり、国の政策方針として近年最低賃金を上げていこうという動きが強くなっております。それを受けて地方の審議会もここ数年非常にシビアな、ハードな議論を重ねているところです。その方向の下で、目安が出て、最低賃金の議論を始めていくわけですが、引き続き皆さんと熟議を重ね、最低賃金近傍で働く人たち、あるいはその結果、社会の向上に向けて議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○西村室長補佐

続きまして、廣瀬会長代理、御挨拶をお願いします。

○廣瀬会長代理

会長代理に選任されました、福井県立大学の経済学部の廣瀬と申します。

私は、委員になって日が浅いわけですが、重責を担うということで緊張しておりますけれども、皆様の御協力をお願いできればと思います。

会長からの挨拶にございましたように、近年、最低賃金を巡る議論につきまして、非常に熱い議論が交わされているところです。これは、ある意味、大きな変わり目ということで、福井県の労働を巡る環境をバージョンアップしていく、いい機会と捉えて、労使の皆様の意見をお伺いしながら、熟議を重ねてより良い方向に行ければと思っています。そういう形で会長を支えていければと思いますので、よろしくお願いします。

○西村室長補佐

それでは、これ以降の議事進行につきましては、井花会長にお願いすることといたします。

○井花会長

これより、第519回福井地方最低賃金審議会を開催します。

なお、本日の審議会には、福井県労働政策課からお越しいただいた説明者1名と1名の傍聴人がおりますことを報告します。

では、最初に定足数の確認を事務局よりお願いします。

○西村室長補佐

本日は、公益代表の坪川委員、使用者代表の中山委員から所用により欠席される旨の連絡を頂いております。

よって、委員総数 15 名のうち 13 名の出席となっており、委員総数の 3 分の 2 以上又は各側委員の 3 分の 1 以上の御出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告します。

○井花会長

ありがとうございます。

今回、2 名の方が新たに委員に就任されたことを改めて御紹介します。

竹川委員、岡本委員の順で、御挨拶を頂ければと思います。

○竹川委員

福井大学国際地域学部の竹川です。よろしくお願いします。

○岡本委員

電機連合福井地方協議会副議長で、パナソニックオートモーティブシステムズ労働組合若狭支部で支部執行委員長をしております、岡本と申します。よろしくお願いします。

○井花会長

それでは、お手元の会議次第に基づき進めます。

まず、議題（１）「福井地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局より説明をお願いします。

○木村賃金室長

それでは、今後の審議会の運営に当たっての法令、各規定の説明をさせていただきますと思います。

最初に、冊子「令和 7 年度最低賃金決定要覧」の 145 頁をお開きください。こちらには最低賃金法が記載されています。随時、御参照ください。

飛びまして、153 頁を御覧ください。こちらには最低賃金審議会令が記載されています。第 5 条第 2 項には、審議会等の会議の成立要件について記載があり、「委員総数の 3 分の 2 以上の出席又は各側委員の 3 分の 1 以上の出席」の要件を満たすことが成立要件となります。よって、最低賃金審議会は、公労使委員の各側 2 名以上、最少では 6 名の出席があれば成立し、各側 3 名で構成する専門部会においては、各側 1 名以上、最少では 3 名の出席により成立することになります。

154 頁を御覧ください。第 5 条第 3 項には、「議事は、会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」と定められております。

第 6 条 5 項には、「あらかじめその議決することにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の議決とすることができる。」との定めがありますので、御承知おき

願います。

次に、資料 - 1 頁「福井地方最低賃金審議会運営規程」を御覧ください。

運営規程につきましては、第 1 条から第 9 条までの規定により構成されております。これらの規定のうち御留意いただきたい内容及び本日協議いただきたい内容について説明させていただきます。

最初に、第 3 条の小委員会に関する規定内容につきましては、「会長は、審議会の決議により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」と規定されています。当局においては、令和 3 年度、令和 4 年度の特定最低賃金の改正決定に係る必要性審議について、審議会の審議に先行して小委員会において参考人からの意見聴取等が行われました。

本日は、議題の（４）において、小委員会の設置について御確認を頂きたいと考えております。

次に、第 6 条の会議の公開に関する規定内容につきましては、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」とされており、第 7 条の議事録及び議事要旨につきましても、会議の公開と同じ理由により、議事録の一部又は全部を非公開とすることができるとされております。議事録を非公開とする場合は議事要旨を公開することになっております。

当審議会においては、これまで、「採決の場面」、「金額改正に係る異議申出に関する審議」、「特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会」、専門部会では、「実質審議となる金額審議」について非公開として決定の上、実施してきました。

地方最低賃金審議会の公開につきましては、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で、更なる透明化が求められており、令和 5 年 4 月 6 日に取りまとめられました中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、議事の公開について、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」とされているところです。

つきましては、本年度の取扱について、中央最低賃金審議会の取扱同様に、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開する、つまりは、これまで非公開としました「金額改正に係る異議申出に関する審議」、「特定最低賃金の改正決定に係る必要性審議」、「専門部会での個別（二者）協議以外の審議」において、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することについて、本日改めて御審議いただきたいものであります。

なお、前回の第 518 回審議会で御了解を頂いております特定最低賃金の改正決定の必要性審議に係る検討小委員会設置については、想定される内容が参考人等からの意見聴取でありますことから、原則非公開とすることについても、本日、議題の（４）において、御確認を頂きたいものであります。

あわせて、会議を公開する場合の議事録や非公開とする場合の議事要旨及び会議資料の公開については、出席委員全員の確認を頂いた上で、福井労働局のホームページに電子媒体を掲載することになります。事務局としては、適切なものとなりますよう

努めてまいります。

また、議事要旨を公開する場合においても、議事録は作成させていただきます。議事録は行政文書となりますので、情報公開法や個人情報保護法に基づく開示請求があった場合に、これらの法律に基づいて開示の手続きを取らせていただく場合があります。

情報公開法の手続の中では、「不開示情報」が決められております。不開示情報につきましては、開示請求があっても、黒塗りなどして開示はしません。

これについては、参考資料 - 1 頁から、厚生労働省ホームページの写しを入れております。不開示情報に関する判断基準として、第 5 条関係の説明です。

議事録の開示請求があった際には、基本的に「個人に関する情報」、参考資料 - 3 頁の「法人に関する情報」、参考資料 - 6 頁の「第 5 審議、検討等に関する情報」として審議会の議事録については不開示とされています。ただし、「第 5 審議、検討等に関する情報」につきまして、意思決定を終えた後、最低賃金が決まった後については、これを公開しても意思決定自体には影響を及ぼすことがないということがありますので、決定前につきましては、不開示となりますが、決定後については開示されることがあるということを御承知おきいただきたいと思います。

また、議事録については、委員のお名前は開示させていただく原則となっていますので、御承知おき願います。

配付資料について、本資料と参考資料という形になりますが、本資料については、福井労働局のホームページで公開させていただきたいと思っています。配付資料の中には審議会の日程調整表や、ホームページ掲載資料やリーフレットなど、あえて掲載する必要性が乏しいものもあり、これらは、引き続き、参考資料としてお配りし、福井労働局のホームページに掲載するものは本資料に限るようにしたいと思いますので、この点、御了解いただきますようよろしくお願いします。

説明は、以上です。

○井花会長

審議会の運営規程に関し、第 6 条「会議の公開」、第 7 条「議事録及び議事要旨の公開」に関する説明がありました。

審議会としての取扱について審議させていただきたいと思います。

「会議の公開」「議事録及び議事要旨の公開」について、皆様の御意見を頂戴したいと思います。どなたか発言はございますか。

(質疑、意見がないことを確認)

○井花会長

それでは、次のとおり、「審議会・専門部会の議事の公開について、中央最低賃金審議会の取扱同様に、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とする」、「①採決の場面、②専門部会における公労、公使の個別（二者）協議、③検討小委員会における参考人による意見聴取」については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合と認め、非公開とする。」という案でお諮りしたいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

○井花会長

それでは、全員の了解が得られたことを確認しました。

次に、次第の(2)第514回審議会答申(付帯事項)に係る報告に移ります。

本日は、福井県産業労働部労働政策課の上藤(うわふじ)課長にお越しいただき、福井県における支援策の実施状況について、説明を頂けることとなっております。

最初に国の支援策の実施状況を事務局から、次に、県の支援策の実施状況を上藤福井県労働政策課長から、説明をお願いします。

○木村賃金室長

それでは、国の支援策の状況について、説明します。

資料-3頁を御覧ください。第514回審議会答申(付帯事項)に係る対応状況を報告します。

第1の枠は、答申に際しての付帯事項を記載しております。

付帯事項を読み上げます。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であることは労使共通の認識であり、福井県最低賃金の改正が、企業経営を取り巻く環境、とりわけ労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、関係機関が連携して、以下の事項を早急に実施するよう、政府及び福井労働局並びに福井県に強く要望する。

とし、それぞれの項目は御覧のとおりでした。

これに対する報告事項を資料-4頁の第2から記載しております。

答申内容は、第514回審議会会議報告として本省宛て報告しました。

厚生労働省では、各都道府県労働局からの報告事項を踏まえながら、後記第3の1とおり、企業のニーズに応じて最適な助成制度が選択できるよう厚生労働省の各種支援策について賃上げ加算等の充実を図り、パッケージ化して周知しました。

また、福井労働局では、令和6年8月16日、福井県に対し、答申の内容を通知した上で、県内の中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、省力化投資の補助金等による支援を強化することについて、特段の配意を要請しました。

あわせて、同年8月19日以降、県内の労使団体、業界団体等に答申の内容を迅速に周知していただくよう要請し、発効前までの各種助成制度の申請を呼び掛けました。

さらに、同年9月6日、県内の市町に対し、民間企業に業務委託を行っている場合には、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように注意を喚起するとともに、公共調達での適切な価格転嫁を推進することについて、特段の配意を要請しました。

福井労働局としましては、引き続き、最低賃金・賃金の引上げに際して、生産性向上等に取り組む県内の中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組んでまいります。

第3以降については、取組事項を記載しております。

主なものを御紹介しますと、「1「賃上げ」支援パッケージによる支援」につきまし

ては、資料 - 7 頁の別添 1 を御参照ください。

厚生労働省では、「賃上げ」を促進するための新たな支援策として、令和 7 年度予算の編成に当たり 8 つの助成金を束ねたパッケージを発表しました。賃上げを行った企業に対する加算措置の新設や、助成額の増額といった内容が含まれています。

例えば、「働き方改革推進支援助成金」では、外部専門家の活用や労働能率向上の設備機器導入により、労働時間削減と賃上げを実現した企業に対し、加算が受けられるようになりました。

「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」では、有期雇用労働者の基本給を 3 % 以上改定し適用した企業に対して、1 人当たり最大 7 万円が支給される区分が設けられ、昇給制度新設には事業所単位で最大 20 万円の加算が行われます（中小企業の場合）。

このパッケージの特徴は「選択肢の広さ」にあり、企業ごとに異なるニーズに応じた最適な助成金を選択していただくことができるものと考えております。

資料 - 5 頁「2 各種支援策」について説明します。

福井労働局では、生産性向上による事業場内最低賃金引上げを支援する「業務改善助成金」や、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を 3 % 以上増額し、その規定を適用させた場合に支給される「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」の周知に積極的に取り組み、業務改善助成金の申請件数は 358 件、前年比 18.9% 増、交付決定額は 4 億 3,458 万円で前年比 50.8% 増となりました。

キャリアアップ助成金賃金規定等改定コースも計画書受理件数が 200 件、前年比 49.3% 増となりました。

有期雇用労働者等を正社員化した場合に支給される「正社員化コース」の計画受理数は 365 件、前年度比 28.1% 増となりました。

さらに、令和 5 年 9 月に示された「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく「社会保険適用時改善処遇コース」は、令和 6 年度の福井労働局へのキャリアアップ計画書提出件数は 193 件となり、令和 5 年 10 月受付開始からの累計は 263 件、取組予定労働者数では 1,376 人となりました。

以上のように、県内の多くの事業者で生産性向上による事業場内最低賃金引上げや、非正規労働の処遇改善による賃上げにお取り組み頂いているものと考えております。

これら各種支援策の各企業への周知にあたっては、令和 5 年 9 月に共同宣言を締結しました、福井県、県内労使団体等と連携しながら取り組みました。

また、資料 - 5 頁下から 2 行目になりますが、下請取引の改善につきましても、各労働基準監督署が実施する定期監督の機会などでパートナーシップ構築宣言や価格転嫁指針の周知に努めているところです。これら定期監督等の際に賃金引上げに向けた環境整備について検討するよう働きかけ、下請取引の適正化を推進した件数は、昨年度延べ 942 件となっております。

以上をもって、答申の付帯事項に対する報告とさせていただきます。

説明は、以上です。

それでは、県の支援策の実施状況について、上藤労働政策課長、説明をお願いします。

○福井県産業労働部労働政策課 上藤課長

本日は、このような機会を頂き、誠にありがとうございます。

お手元の資料第2から、『賃金引上げ』に向けた取組み」という資料を入れております。

福井県では、「客観的幸福度」が12年連続日本一に加えて、昨年の3月に北陸新幹線開業により交流人口が増加し、駅周辺を始め、投資の拡大、路線価格の上昇といったニュースを御覧になったと思います。それで、「主観的幸福度」を測っておりますが、そちらも4位と大きく上昇しました。この最大のチャンスに対し、「投資とにぎわい」の好循環を促して、本県の更なる飛躍を実現するためには、物価水準を上回る継続的な賃上げが極めて重要と考えております。

規模や業種に違いはございますが、2025 春闘の中間集計では過去最高の上げ幅となり、この流れが一過性のものではなく、持続的な経済成長・発展につなげていくためには、力強い個人消費につながって、働く人全ての賃金水準の上昇につながる事が重要だと考えております。

中小企業に大きな影響を与える最低賃金額は、欧州、アメリカ、オーストラリアの約半分、お隣の韓国よりも低いという状況です。

福井県では、2年連続で、国の目安額を上回って、昨年はプラス3円、53円という過去最高の引上げ額を決定いただきました。

石川労働局長の御挨拶にもございましたが、石破総理が地方創生と2020年代に最低賃金の全国平均額を1,500円に引き上げると目標を掲げている中、地方と都市部の格差が拡大してしまっただけでは、都市部への人口集中が加速するだけになってしまいます。

既に拡大している地域間格差の縮小是正を行うためには、本県を含め、B・Cランクの道府県は、更に引き上げる必要があると思っております。

一方で、企業の皆様にも継続的に賃上げを行っていくにはどのように原資を確保していくのかという課題があることも承知しております。

このような課題を御理解いただきながら、今から説明する賃上げに向けた県の施策を聞いていただければと思います。

資料第2－1頁、賃上げに向けた福井県の支援について、基本方針をお話しさせていただきます。支援策を構築するにあたり、県では、以下の四つの視点に基づいて施策を考えてまいりました。

一つ目は、「価格転嫁、取引条件の適正化」です。

福井県は、中小企業が多く、特に製造業では、いわゆる川中産業と言われる発注先から依頼などを受けて、部品加工を行い、ほかの企業にお渡しするという中小企業も多く、取引条件の交渉を進めにくいということを聞いております。特に高騰した原材料を価格に転嫁していただきたいのですが、それができずに、企業側が経費を吸収してしまっただけで、賃上げができないということにならないために、取引先との適正な関係を進める企業を応援することや、価格交渉を進めるツールを業界統一で作成する費用を支援しています。

二つ目の「収益力向上・賃上げ応援」です。

賃上げをするためには、企業様が稼ぐ力をつけないと、賃上げができないと思っております。稼ぐ力をつけるため、企業の投資や商品開発を応援し、国の業務改善助成金支援に上乗せ支援を行い、稼ぐ力を付けようとする企業を支援しております。

三つ目、働き方改革、リスクリングなどによる生産性の向上です。

本県の有効求人倍率は、御存じのとおり高止まりし、人手不足の状況が続いていま

す。

県では、労働者の働く意欲を促す働き方改革やリスクリングによる新たな知識・技術の習得を通じて、個々の労働者の生産性を向上させることで、企業の収益は増えますので、労働者と企業、両者の成長を応援しております。

四つ目は、「女性活躍の推進、仕事と生活の両立」です。

企業の成長には、女性の活躍が欠かせないと思っております。福井県は、共働き率が高いものの、女性の管理職となると、まだまだ足りていない状況です。女性の活躍を図る企業を登録する制度や、男女の育休取得を支援し、男性も女性も長く働きやすい企業を応援しております。

国の支援策とも連動させながら、上記の4つの観点から支援策を実施し、必要に応じて更なる施策の充実に努めてまいります。

個別事項については、主要なものを以下に説明します。

一点目、「価格転嫁、取引条件の適正化」です。

「パートナーシップ構築宣言」・ふくいプラス+」に関しましては、宣言を行う企業をより増やしていくために、例えば、県の補助金を利用する際に、この宣言をしておくことを要件にすることや、建設業では審査の加点にする。そういった形、企業がより積極的に取り組む下地を作っております。これにより、令和7年1月末現在で県内企業2,003社の方が登録を頂いております。

二番目の「取引適正化サポーター派遣事業」は、価格転嫁が見える化することによって、取引先と交渉して転嫁しやすいように資料を作成すること、見積り書の作成を支援するものです。価格が上がったこと、原材料が上がっていること、下がっていることというだけでは、企業様の交渉も難しいと思います。例えば、「この鋼材はこういう理由でこれだけ上がっている」という資料を、実際に作ることは、中小企業様にとってなかなか難しい部分もあります。そこで、専門家の力を借りて進めることにより、「価格転嫁、取引条件の適正化」を支援していきます。

三番目の「業界団体への価格転嫁対策奨励金」につきましては、業界団体の加盟企業が協力して価格交渉に臨めるよう、交渉の説明に使えるセミナーの開催や統一資料を作成し、交渉に臨みやすくするなどの努力を応援するものです。例えば、機械工業分野で、統一的な鋼材を使っている場合は、「この鋼材の値上げはこんな形です」と、統一的な数字があれば、各企業がツールとして使うことができます。そのツールを作るにあたって、機械組合様、繊維組合様、眼鏡組合様が使いやすいツールを作る際の費用を支援する形を取っております。

次の頁を御覧ください。「収益力向上・賃上げ応援」です。いわゆる稼ぐ力の応援です。

一番目の収益力強化事業につきましては、自社の分析を行っていただき、効率化に向けた投資や商品開発など付加価値向上に取り組む企業を応援する制度です。通常で補助上限100万円、更に積極的に行うものには200万円。大規模なものに300万円と上限も増やしております。より前向きな投資、開発を考える企業様を積極的に応援する制度になっております。

こういったものをお使いいただき、企業様自体の稼ぐ力を付けていただくという制度です。ちなみに、昨年度は341社採択させていただき、今年も362社から申請を頂いております。

二番目の「ふくい業務改善・賃上げ応援事業」です。

これは、国の業務改善助成金の上乗せとして制度を持っております。昨年度当初は1割助成でしたが、最低賃金審議会で高い御答申をいただいたということで、9月補正で支給決定額の20%という形で上乗せ額を倍増しております。例えば、500万円の設備投資をする場合、国の方から5分の4を支援いただくということなので、400万円の20%、80万円を支援することになります。企業様は、20万円の自己負担で、新たな取組ができるという制度になるということです。

こういった形で、積極的に、福井県としてもより頑張っている企業様を応援したいと思っております。昨年度は、262の事業者を支援させていただきました。

さらに、積極的に行う企業様には奨励金をつけております。令和6年度には72件支援をしております。最低賃金を超えて、更に給与を上げていただく企業様に最低賃金の引上げの原資を先にお渡しするという感覚で、奨励金を渡しているというものです。

三番目は、「ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業」です。

中小企業の中で、就業規則、賃金台帳などの整備が不十分なものに対して、社会保険労務士が伴走で支援するものです。

国や県の補助制度は多数ありますが、補助制度は使いづらい、書き方が分からないというお声を聞くことも事実です。こういったものに対する伴走支援なども行っております。昨年は1,200の事業所を支援させていただきました。

次の頁に移ります。「働き方改革、学び直し、人手不足対策」です。

これについては、「働き方改革」を進める企業様を、社員ファースト企業として選定しております。880の企業に登録いただいております、こういった企業様がセミナーをやる場合の補助制度も創設し、社内研修も支援しております。

また、二番目のリスキリング支援では、中小企業の教育訓練の費用の助成や、需要に応じて、オンデマンド型で講座を企業様で開設するといったこともしております。

さらに、三番目の人手不足対策です。求人・求職のマッチングであるとか、今流行りのいわゆるスポットワーカーで、ちょっとだけ手伝ってもらえるようなお仕事のマッチング支援もやっています。都市部の優秀な人材を短時間だけ正社員として利用いただくようなマッチング支援、外国人労働者の雇用・定着に向けた支援なども行っております。

また、特に人手不足感の強い企業に対して正規職員、正規就労した場合に奨励金をお渡ししております。建設、運輸、介護といったところです。昨年度は152件、112の企業様に奨励金をお渡ししております。

次の頁、「女性活躍の推進、仕事と生活の両立」です。

女性活躍の推進につきましては、女性活躍を積極的に進める企業の登録をすることや、企業様を表彰すること、男性の育休取得を支援、いわゆるアンコンシャス・バイアス、女性は家事、男性は労働みたいな、目に見えない偏見みたいなものをいかに解消するかというようなことに取り組んでおります。昨年度までで、女性活躍企業741社に御登録いただいております。また、男性の育休県内取得率についても44.9%ということで、過去最高の数字を記録しております。

企業の賃上げに向けて、県も更なる努力をしてまいりますが、御承知のとおり、いわゆるトランプ関税と言われるものがありまして、企業様からは、先行きが不透明で、投資等に積極的に取り組める環境ではないというお声を聞くことも事実です。皆様の御不安に対して、県としてもいち早く対策会議を立ち上げ、企業様あるいは団体様が

らの声を聞いておりますし、いろいろな面での支援策を6月の補正予算でも検討しているところです。はっきりとした影響は出ていないようですが、不透明感がないように、いろんな情報を皆さんに提供して、安心して企業活動に取り組んでいただけるような支援、場合によっては新たな支援策を追加していくべきだと考えております。

委員の皆様にも、福井県の取組を御理解いただきまして、またPRや、いろいろな場面での御支援、御協力を賜りたいと思っております。

○井花会長

はい、ありがとうございました。

昨年8月に開催された第514回審議会答申（付帯事項）に関して、施策の説明がありました。

どなたか御意見、御質問はありますでしょうか。

○廣瀬会長代理

最初に、国の施策について木村賃金室長から、県の取組について上藤課長から御説明いただき、ありがとうございました。

その中にも少し触れられて、また、意識的におっしゃったかと思いますが、非常に選択肢を増やし、国も県もメニューが多いということで、きめの細かい施策を取ってくださったことは大変心強いところです。

資料第2－3頁の「③ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業」において、社会保険労務士会の方が伴奏型支援ということで、様々な補助制度に申請する際の必要書類の作成を支援されているとお伺いしました。

令和5年度は813か所、令和6年度は1,200か所で、非常に順調に、しかもたくさんの方の企業様を支援されていると分かりましたが、最終的に支援された企業様がどれくらい補助制度を活用、申請されたかという数字をもしお持ちでしたら、お教えいただけますでしょうか。

○福井県産業労働部労働政策課 上藤課長

全ての事例を把握してはいるわけではないのですが、令和5年では、813所のうち140くらいの方の事業所が国や県の補助制度を利用いただいています。令和6年度は、1,200所に対して約150の方の事業者様が国と県の補助制度を、また補助制度を使うことが支援策の目的ではありませんが、補助制度を活用していただくためにお使いいただいております。

就業規則や賃金台帳などの基盤がきちんとしていると、いろいろな補助制度を利用できる基盤ができてまいりますので、そういったもので御利用いただけるのかなと思っています。この支援差は、あくまで社会保険労務士の先生方を通じて把握しているものであり、企業様によっては、中小企業診断士の先生に対応をお願いするなどしている企業様もいると聞いております。若しくは商工会議所、商工会を通じてやっている企業様もいらっしゃると思いますが、全てを把握してはいるわけではないことだけ御了解ください。

○廣瀬会長代理

ありがとうございました。

資料第2－2頁の「価格転嫁、取引条件の適正化」の「取引適正化サポーター派遣事業」では、中小企業診断士等の派遣など、県内各所の方たちの力を使って、ある意味、中小企業の経営の近代化につながっているということですね。分かりました。ありがとうございました。

○井花会長

そのほかに、御意見、御質問はありますでしょうか。

○中澤委員

国の支援で、業務改善助成金やキャリアアップ助成金について御説明を頂きました。

最低賃金が引き上がれば、企業投資をしながら、生産性向上をし、賃上げにつなげていくという中で助成を受けるわけですが、令和6年度に制度を利用した場合に、令和7年度も利用することは可能でしょうか。また、1社が繰り返し、助成を受けることは可能か、教えてください。

○木村賃金室長

はい。御質問ありがとうございます。

国の制度である業務改善助成金、キャリアアップ助成金について毎年、繰り返し利用することは可能かとの御質問を頂きました。

こちらについては可能です。毎年の賃上げに伴い、省力化投資をしていただく、若しくは賃上げそのものが処遇改善となりました時には、その年その年の支給となります。

御質問では、1企業において毎年というものでしたが、多店舗で営業している企業においては、事業所単位で、複数の店舗で毎年ということも可能となります。制度的には、上限もありますが、そういったことも可能ですので、非常に有効な制度であると思っています。御利用いただきたいと考えているところです。

○井花会長

そのほか、何か御意見、質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〈質疑、意見がないことを確認〉

○井花会長

では、本報告について、本審議会は了承とします。

次に、次第の（3）最低賃金の審議日程について、事務局からの説明をお願いします。

○木村賃金室長

資料 - 65 頁を御覧ください。

本年度の地域別最低賃金の審議日程については、前回第 518 回審議会において大まかな日程について御了解を頂いていたところですが、日程調整の結果、出席される方を最大限に確保した日程は、本資料の 65 頁のとおりとなりました。

なお、資料 - 66 頁の専門部会の日程につきましては、中央最低賃金審議会からの目

安答申の時期に応じ、二通りの日程とさせていただきます。

本日程により審議会及び専門部会を運営していくことについて、御了解をお願いいたします。

つきましては、委員の皆様には大変お忙しいところ恐縮ですが、日程の確保方よろしくお願い申し上げます。

説明は、以上です。

○井花会長

事務局から地域別最低賃金の審議日程の説明でした。

どなたか発言はございますか。

(異議がないことを確認)

○井花会長

それでは、全員の了解が得られたことを確認します。

委員の皆様には、日程の確保に御協力をお願いします。

次に、次第の（４）特定最低賃金の必要性審議の在り方について、事務局からの説明を求めます。

○木村賃金室長

資料 - 60 頁を御覧ください。

本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性審議については、前回第 518 回審議会において、本年度は検討小委員会を設置し、検討小委員会の委員又は参考人により意見を聴取することについて御了解を頂いていたところです。ただし、前回の第 518 回審議会において、検討小委員会の結審については、採決を行わず、検討小委員会で聴取する当該産業の実態や特定最低賃金の改正決定に関する意向等を本審へ報告するようとの修正意見を頂いたところです。

そこで、資料 - 60 頁は、御意見を反映した修正後の資料をお示ししました。

資料下の赤字部分ですが、結審につきましては、「検討小委員会で聴取する当該産業の実態や特定最低賃金の改正決定に関する意向等は、審議会資料として本審へ報告する」ということとし、ただし、「必要性の有無に関する結論が得られる場合」、皆様が同じ方向で意見が一致している場合には、報告書として作成することも考えるところでございます。基本的には、一つ目に御説明したとおりです。

二つ目です。「本審は、検討小委員会からの報告又は報告書を基に結審し、労働局長へ特定最低賃金の決定等の必要性の有無を答申」するということで、結審は本審議会で行う、全会一致により必要性を判断することとさせていただきます。

資料 - 63 頁を御覧ください。福井地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する検討小委員会運営規程（案）をお示ししますので、御確認をお願いします。

検討小委員会運営規程（案）は、当審議会の専門部会運営規程に倣い作成しております。

第 1 条は、小委員会の設置根拠と名称を示しています。

第 2 条は、設置目的として最低賃金法第 15 条による特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、調査審議を行うことを示しています。

第3条、第4条は、委員の構成と、委員は福井地方最賃審議会会長が指名することを明らかにしています。

第5条は、参考人から意見を聴取する根拠規程を置きました。

第6条、第7条は、議事及び議事録の公開を規定しています。原則公開としていますが、参考人からの意見聴取では議事を非公開とし、議事要旨を公開する方針です。

第8条は、本審への報告の根拠を置きました。

以下、説明は省略します。

本日、この内容で御了承いただければ、今後、労使各側と事務局の間に意思疎通を図りながら、検討小委員会委員及び参考人の人選、意見聴取すべき事項の調整を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上です。

○井花会長

本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性審議における小委員会の設置について、また、事務局から示されました特定最低賃金に関する検討小委員会運営規程（案）について、御意見、御質問はありませんでしょうか。

○中澤委員

今回の検討小委員会運営規程（案）について内容を確認し、委員の選出や参考人の招致については、別途、今後協議するという理解でよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

資料 - 60 頁、資料 - 61 頁の必要性審議の運用の仕方、運営規程の確認と、今後の流れについて御質問いただきました。

本日、資料 - 60 頁、資料 - 61 頁以降の資料について、審議会として御了解、御確認を頂きたいこと。

次に、この内容で固まりました場合には、その内容をもとに、今後の参考人の人選や参考人の方に発表していただきたい内容、質問事項について次回の審議会までに事務局の方で各側と調整をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○井花会長

検討小委員会では、採決をせずに、調査審議内容を本審議会に報告すること。なお、必要性の有無に関する結論が得られる場合には報告書を作成するということですが、報告と報告書というのは、体裁が異なりますが、本審議会に与える影響力が違う位置付けになりますでしょうか。

○木村賃金室長

資料 - 60 頁下の赤字部分では、本文となお書きの部分がありますが、本文では、「報告する」ということでどのような意見があったのか内容そのものを報告させていただくことを考えています。労働者側の意見、使用者側の意見を箇条書き程度で資料にして、分かりやすくお示しするイメージです。

なお書き部分の報告書については、結論が得られる場合に、必要性があるかないかにつきまして、コメントできるようであれば、報告書の形にして本審議会に報告する

ということ想定しています。内容としては、全会一致であること、又は全会一致に至らずなどの内容の報告書のイメージです。以上です。

○中澤委員

今の全会一致に至る、至らないということは、検討小委員会でも必要性の有無について結論を出し、本審議会に報告するという解釈でよろしいですか。

○木村賃金室長

方向性が定まる場合にというところで、お考えいただきたいと思っています。なお書きの部分では、「結論が得られる場合には」としております。議論の結果、皆様が同じ方向の考えであるという場合には、報告書を作らせていただきたいと思っています。中には、お一人でも反対されている場合、割れているときもあると思いますが、そういった場合には報告書の作成には至らないと考えております。

○廣瀬会長代理

結論が得られるかどうかを小委員会の中で雰囲気を見て、いけそうだから結論を出しましょうという感じになりますでしょうか。

○木村賃金室長

御質問の点については、小委員会の進め方になりますが、規定により小委員会には委員長を置き、会議を進めていただくこととなります。小委員会の最後のまとめで、全体として意見の一致が見られるか否かを御確認いただいた上で、それができようであれば報告書を作成していく、できないようであれば、頂いた意見をまとめていく資料の作成の方向に行くということを考えているということです。

○廣瀬会長代理

基本的に小委員会では、結論を得られるような努力をする。得られた場合には報告書を作成することをデフォルト（既定）にしておいて、得られない場合は審議会資料として本審への報告をするという形で、順番を逆にし、原則、結論を得る方向で考え、できない場合には審議会資料として本審に報告するとされた方が、自然な気はします。小委員会の役割として結論を得るように努力することが明確になるように思います。

○木村賃金室長

今ほど、廣瀬会長代理の御意見については、審議会委員の皆様の御意見をお伺いできれば幸いに存じます。

○井花会長

廣瀬会長代理の御意見について、御意見ございますでしょうか。

○中澤委員

検討小委員会の中では、委員と参考人がおり、その中で全会一致できるような形で協議するという前提でしょうか。

○廣瀬会長代理

基本は、結論を得られるように頑張りましょう。できない場合は、本審議会にどのくらい反対があったということを報告する形にしておいた方が、小委員会の委員長としては、いけるか否かを判断し、いけなさそうであれば結論を出さずに報告する形になると思います。仮に、結論を得るという前提にしておけば、明確になると思います。

○中澤委員

小委員会の委員長の采配で、結論付けるのではなく、ある程度、全会一致かどうかという結論になったかということ、ゴールを付けられるように話をして本審議会の方に上げるという解釈ですか。委員長の判断だけで決めないということですね。

○廣瀬会長代理

オプションの報告書の方が結論を得るとなって見えますので。

○井花会長

運営規程を踏まえて申し上げると、小委員会の会議の進め方、結論の取り方をどちらにするかは、意見が出ているところですが、どちらを原則としても、運営規程内容としては、特に変更なく進められるということですね。

○木村賃金室長

結構かと思います。

○井花会長

検討小委員会が設置され、議論が始まり、成り行きにも関係するのですが、検討小委員会を設置した目的から、採決はしないにしても、委員が意見交換の上、意見が一致すれば、報告書という形で本審議会に報告するし、そこまで至らなければいろいろな意見が出たというところの内容を報告する。どちらが原則で、どちらが例外かではないですが、会議の目的からは、熟議をして、意見が一致すれば、それが第一でしょうし、そうでない場合には意見を列記して報告いただく形になると思います。

原則、例外がどちらかが第一かと言えば、報告書が第一で、報告が第二という形かと思います。

○石川労働局長

規程は、あの内容で特に問題ないので、小委員会の設置については御了承いただくところで、具体的な運用方法ですが、私が聞いている限りでは委員会として全会一致なのか、誰かが反対で意見が一致しないのかも含めて、委員会としての結論は出す形の方がとてもシンプルで分かりやすいと思います。全会一致であろうが、何だろうが、その結果を本審議会に報告する形の方が素直でシンプルだと思いますが、いかがでしょうか。

○山埜委員

私は、事前に資料を見せていただいたのに恐縮ですが、実際には小委員会をやって

みないと分からないところも多々あるかと思います。報告書と口頭の差をつけるのはちょっとやりすぎかという気がしまして、結論が得られる、得られないという微妙なニュアンスを想定するまでもなく、小委員会で議論したことを簡単な報告書にまとめて、審議会に諮るというシンプルな、石川労働局長もそう言われたと思いますが、私は、何々の場合にはという選択肢を作るよりも単純で分かりやすいのかなという気がしてきましたのでいかがでしょうか。

○井花会長

私見ですが、私はそれで全く異存はございません。むしろその方が分かりやすくいいと思います。

○豊嶋委員

3月に欠席しまして、議事録を読ませていただき、非常に納得していたわけです。小委員会の権限が、非常に重いというか、確かに重いのですが、それぞれの意見は出し合い、納得できるできないではなく、出し合って、それで分かったことを本審議会に上げていくという流れになると、私は理解していました。

それで十分納得できる内容であったので、決定するとかしないとかということではないのかなと、今もそう考えているところです。

○井花会長

そこは、そのとおりで、検討小委員会は調査審議、議論をする場であって、何かを正式に決定するものではないということです、そこは変わりません。豊嶋委員のおっしゃったとおりの運用、進め方になると思います。実際そうなります。

実際に始まってみないと運用の部分は分からないところもありますけれども、検討小委員会の進め方としましては、山埜委員がおっしゃったような形で、いろいろな意見が出て、それを正式な報告書ではないけれども、石川労働局長もおっしゃいましたように、本審議会に報告していただくという運用、スタートするというところでよろしいでしょうか。いずれにしても、検討小委員会の運営規程につきましては、この案のとおりで問題ないと思いますので、そこに影響を与えるものでありませんので、検討小委員会の運営を考えていることを御確認いただいて、検討小委員会の運営規程案としましては、上程されている内容で問題ないということによろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

○井花会長

では、そのようにさせていただきます。

最後になりますけれども、会議次第の(5)その他ですが、委員の方々から特に何かございますでしょうか。

○飯塚委員

資料 - 66 頁の専門部会の日程について、中賃の目安が、7月28日以前の場合は1案ということですが、実際に決まるのは28日より前に、30日より前に目安が出ると分かった時点で、切り替えるという理解でよろしいでしょうか。それとも最長7月28

日まで決定を先延ばしになるのかお聞きしたい。

例えば、23日、24日の時点で、中賃の目安が28日より後になる、29日、30日になると分かった時点で、事務局から連絡があるのかというところをお聞きしたいというところです。

○木村賃金室長

御質問ありがとうございます。

資料-66頁の専門部会の運営につきまして、1案と2案を示させていただきました。

改めて、新任の委員の方には御事情を申し上げますと、参議院選挙がある年につきましては、毎回、中央最低賃金審議会の目安の答申が遅れるということで、過去には8月に入ってから、目安が示されたという年もございました。

いずれの状況になりましても、対応できるということで、本年度はお盆前の12日までを含めました審議日程を組ませていただきました。御理解をよろしくお願い申し上げます。

このような中で、飯塚委員から御質問がございました。実際に案の切替えをどのタイミングでということの御質問だと思います。

厚生労働省本省の方から、私どもの方に日程が伝わった時点で、多分その頃には、各側にも中央から同じように伝わってくるのではないかと思います。そういった日程の連絡があった時点で、分かるところで、早めに、1案又は2案を判断させていただき、皆様のスケジュールを明らかにしてまいりたいと思っております。できるだけ早く判断をしたいということで御回答とさせていただきたいと思っております。

○井花会長

ほかに何かございますでしょうか。

○中澤委員

検討小委員会について御質問させてください。

今後、参考人等とお話するというところで御説明いただいたところですが、こちらについて、使用者側、労働者側に話を聞くタイミングは、次回の審議会なのか、審議会ではなく、個別に事務局とのやり取りになるのか、教えていただきたいと思います。

○木村賃金室長

検討小委員会における委員の方若しくは参考人の人選につきましては、個別に連絡をさせていただき、調整させていただきたいと考えております。

○井花会長

ほかにはございませんでしょうか。

〈質疑、意見がないことを確認〉

○井花会長

最後になりますが、事務局の方から本日皆さんに配っております資料につきまして、説明の方をお願いします。

○木村賃金室長

本日、事務局からの説明としましては、配付しました県内情勢の説明、事務的な話ですが、旅費の関係で御説明させていただきたいという二点がございます。

最初に、旅費について説明させていただきます。

○西村室長補佐

委員の皆様の旅費につき、今年度から、お車で御移動をされる場合、1 Km 当たり 18 円で旅費を支給させていただくことになりました。距離の算定については、片道 1 Km 未滿は切り捨てた後の往復となります。したがって、片道 1 Km 未滿の場合には旅費は発生しません。

また、相乗りされて、出席された場合には、相乗りされた委員には旅費の支給はありません。お車を出していただいた委員の方のみへの支給となります。

今後の審議会においては、机上のとおり資料を配付しますので、毎回の記入をお願いします。今後、例えば、相乗りされて御出席等の場合には、お名前と資料右上の該当なしにチェックをしていただきますようお願いいたします。所属の欄の記入の必要はございません。

次に、旅費が発生する場合には、氏名、出発地、到着地（復路）を御記入ください。また、会議当日、他の機関から旅費が支払われていないことを確認したく。重複支給がなければ、「いいえ」にチェックをしてください。

また、移動手段が、事業用のお車の場合は、事業所に旅費を支給させていただきますので、資料の右上余白に、社用車等を御記入いただきますようお願いいたします。

また、移動手段がお車ではない場合は、運賃を算定しますので、余白にバス、電車を御記入ください。

書類につきましては、毎回会議終了後、事務局で集めさせていただきます。

なお、本日につきましては、この後の意見交換会に直接参加いただけると聞いております。復路の旅費について、支給はございませんので、御了承ください。

本日往路の交通手段については、会議前に確認させていただきましたので、本日はお名前のみ頂ければ結構です。よろしくお願いいたします。

○山田委員

今まで福井市内の場合は、旅費が出ないということでしたが、変わったということですか。1 Km 以上あれば旅費が出るので、資料提出するということでしょうか。

○西村室長補佐

そのとおりです。

○山田委員

電車での移動の場合はどうなりますか。

○西村室長補佐

電車運賃を旅費として支給します。

○木村賃金室長

続きまして、県内情勢の資料について、説明します。

資料 - 11 頁を御覧ください。

過去 10 年間の福井県最低賃金の推移です。

上の行から「中央最低賃金審議会、略して中賃の福井が属するランクでの目安額、それに対する引上げ額と比較、時間額表記の最低賃金額、引上げ率、答申月日、採決状況、結審方法、発効日を記載しています。

昨年度は、目安額 50 円に 3 円を加算し、53 円引上げ、引上げ率は 5.69% でした。答申は 8 月 9 日にいただき、10 月 5 日発効となったところです。

結審方法に「令 6 条第 5 項」と記載された平成 27 年と令和元年は、専門部会における全会一致の決議をもって審議会の決議としたことを表しております。それ以外の年は、審議会での採決による決議となっております。

資料 - 12 頁を御覧ください。

過去 10 年間の北陸 3 県、全国加重平均、全国最高額の最低賃金額の推移です。

左の列から、全国加重平均の時間額、最低賃金の最高額である東京の最低賃金額、それらに対する福井県最低賃金の割合の推移、石川、富山との額差を記載しました。

一番下の令和 6 年の行を御覧ください。

福井県最低賃金 984 円は、全国加重平均との割合では 93.3% で推移し、最高額との割合は 84.6% で推移し、いずれの割合も長期的に縮小傾向にあります。

昨年度、石川県との額差はなくなり、富山県との額差は 14 円となっています。

資料 - 13 頁を御覧ください。

過去 10 年間の福井県最低賃金額と一般賃金水準等との比較です。

一番下の令和 6 年の行を御覧ください。

左から時間額表記の福井県最低賃金 984 円の下に山括弧書きの記載がございます。これは、毎月勤労統計の令和 6 年平均の所定労働時間に乗じた金額です。左側の山括弧書き、規模 5 人以上は 984 円に、規模 5 人以上の所定労働時間の平均 129.6 時間に乗じ 127,526 円、規模 30 人以上は 984 円に所定労働時間の平均 134.9 時間に乗じ、132,742 円です。

所定労働時間数は、資料 - 56 頁に記載しましたので、後程、触れさせていただきます。

次の列は、事業所規模別の福井県所定内給与です。括弧書きは、福井県最低賃金に所定労働時間に乗じた金額との割合です。事業所規模 5 人以上ですと最低賃金相当が 127,526 円ですが、235,275 円との割合では 54.2% となる旨の記載です。

福井県高卒初任給月額割愛いたします。

福井県女性パートの賃金時間給は 1,239 円であり、984 円はこの 79.4% で推移しています。

右半分は、指数表示です。統計によって令和 2 年を「100」とするものです。右半分の指数表示の括弧書きの数値は対前年度上昇率です。

右から 2 列目ですが、福井市における消費者物価指数の推移は前年比 2.1% の上昇、一番右の列は、企業規模 1,000 人以上になりますが、春季賃上げ率は 5.33% でした。

資料 - 14 頁からは福井市消費者物価指数です。

資料 - 17 頁を御覧ください。福井市と全国の消費者物価指数（総合）の推移です。一番下の行の令和 6 年を御覧ください。福井市で前年比 2.2%上昇、全国で 2.7%上昇となっています。

資料 - 18 頁を御覧ください。一番上の表 2 です。総合は前年比 2.2%上昇ですが、10 大品目別寄与度を見ると「住居」以外の費目で上昇しており、とりわけ「食料」の寄与度が大きくなっています。その食料は、前年比 4.0%上昇しています。

資料 - 27 頁からは、統計表を入れています。平成 27 年からの推移が記載されています。

資料 - 35 頁を御覧ください。

こちらは、総務省作成の消費者物価地域差指数です。こちらは 6 月の発表となりますので、資料は令和 5 年の結果です。

資料 - 36 頁中ほどの棒グラフは、都道府県別の平均消費者物価地域差指数です。福井は、福島、滋賀、大阪に次いで 18 番目に高くなっています。

資料 - 38 頁の棒グラフは、都市別です。福井市は総合で 32 番目の水準です。

統計表が資料 - 44 頁、45 頁にありますので、御覧ください。

資料 - 44 頁、都道府県別では、福井県は、全国平均を 100 とした指標で、総合 99.1 となり、10 大費目別消費者物価は、「食料」が全国で 6 番目に高く、家具・家事用品が全国で 3 番目に高く、保健医療が全国で 2 番目に高くなっております。

資料 - 51 頁を御覧ください。

福井市の勤労者世帯家計の推移です。

二人以上の世帯のうち勤労者世帯での数値となっています。

資料 - 52 頁を御覧ください。福井市の世帯人員別標準生計費の推移です。

頁中ほどの「標準生計費」の説明欄を御覧ください。標準生計費とは、標準的な生活モデルを設定のうえ、最もありふれた生活に要する費用を算定したものです。

その下の「算定要件」の説明欄を御覧ください。上記の標準生計費については、支出のうち「消費支出」のみを対象に算定されており、いわゆる税金や社会保険料等の「非消費支出」は含まれておりません。よって、実質的な支出額の数値を算定するには、消費支出額に対する非消費支出額の割合を算定し、負担の修正比率（令和 6 年 4 月は 1.329）を乗じて算定することとなります。

これが、一番右の列に記載した数値であり、福井市では、単身世帯の令和 6 年 4 月の実支出は 105,570 円に 1.329 を乗じた 140,303 円となります。

資料 - 53 頁、福井市の世帯人員別標準生計費を用いて、当局で試算した労働者の生活費です。区分 1 人の列を御覧ください。実支出 140,303 円は 52 頁の説明に同じです。世帯当たりの有業人員は、全国勤労者世帯のもので算定しています。これに対する毎月勤労統計調査の所定内労働時間を用いて、実支出を満たす時間単価を計算しますと、区分 1 人では、時間額 1,083 円が必要との結果となりました。

8 月の金額審議では、本年 6 月消費者物価指数の公表を待って、物価上昇を反映したものを説明します。

資料 - 55 頁を御覧ください。

こちらは、福井県毎月勤労統計から所定内給与額の過去 10 年分の推移です。

令和 6 年の所定内給与額は、全国は、5 人以上で前年比 4.4%増、30 人以上で 2.5%増といずれも増加ですが、福井は 5 人以上で 1.4%増、30 人以上で 0.3%増といずれも全国よりも低い伸び率となっています。

資料 - 56 頁は、同じく所定内労働時間の推移です。

令和 6 年の全国は、5 人以上で前年比 0.5%増、30 人以上で 0.5%減となっていますが、福井は 5 人以上で 0.4%減、30 人以上で増減なしとなっています。

資料 57 頁は同じくパートタイム労働者の雇用比率です。

令和 6 年は 5 人以上で 30.9%の割合、30 人以上で 24.4%の割合に、それぞれ上昇しています。

資料 - 58 頁は、賃金構造基本統計調査結果から、北陸 3 県の新規学卒者（高卒）の所定内給与額（初任給）の推移です。

令和 6 年は、全国で 197,500 円です。福井は 187,800 円、石川が 186,700 円、富山が 188,900 円です。

下の表は、全国と各県の所定内実労働時間数を記載し、所定内給与額を除いて、当賃金室で時間単価を算定したものです。そのような計算では、全国は時間単価で 1,234 円相当、前年比 9.7%増、福井は 1,145 円相当、石川は 1,152 円相当、富山は 1,159 円相当となります。北陸 3 県そろって、前年比 2.8%増の推移となっています。

資料 - 59 頁は、有効求人倍率の推移です。

令和 6 年度は、有効求人倍率が 1.73、うちパートは 1.52 となっています。

以上、県内情勢の説明でした。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明に、御質問などはありませんでしょうか。

(質疑、意見がないことを確認)

○井花会長

ほかに、事務局からよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

本日は、長時間にわたり、御審議いただきありがとうございました。

最後に 1 点御連絡がございます。

ここで、これまで長く委員を務めていただきましたが、所属する団体の役員の交替のため、今回をもって離任される方がおられますので、お伝えします。

使用者代表の江端委員におかれましては、令和 2 年 6 月から現在までの 4 年 11 か月、使用者代表委員を務められ、令和 2 年度から令和 5 年度まで福井県最低賃金専門部会の委員を、また、延べ 3 回、特定最低賃金の専門部会の委員を務めていただきました。

これまで、長きにわたり、当最低賃金審議会に御尽力を賜りましたこと、この場をお借りしまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

江端委員から御挨拶を賜りたいと思いますが、会長いかがでしょうか。

○井花会長

江端委員、お願いします。

(江端委員から、退任の御挨拶)

○井花会長

ありがとうございました。

今後、ますますの御健勝と御活躍を祈念いたします。

それでは、本日の審議会を終了します。

皆様、お疲れ様でした。

(閉 会)